

議案第13号

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関し、国の人事院が報告した非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和措置及び、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 非常勤職員が育児休業を取得する場合、「引き続き在職した期間が1年以上である」ことの要件を廃止します。

【第2条関係】

(2) 育児部分休業をすることができない職員を、『育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員』及び『勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員』（いわゆるパートタイム職員）と定めます。

【第19条関係】

(3) 任命権者は、職員又はその配偶者が妊娠又は出産したことを申し出た場合、育児休業制度の説明及び制度利用の意向確認を行うための面談等を実施し、制度利用を申し出た職員に不利益な取扱いをしてはならないことを定めます。

【第23条関係】

(4) 任命権者は、職員が育児休業制度を利用しやすい環境を作るため、研修の実施、相談体制及び勤務環境の整備を講じなければならないことを定めます。

【第24条関係】

(5) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

議案第14号

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に基づき、国の特別職に準じて期末手当支給月数を引き下げるため、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

なお、特例として令和3年12月期末手当引き下げ相当分について、令和4年6月期末手当からその引き下げ分を調整します。

2 改正の概要

(1) 期末手当

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。()は現行

支給月	期末手当	年間
令和4年6月	(1.675) 1.625	(3.35)
令和4年12月	(1.675) 1.625	3.25

【第5条関係】

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額について、令和3年12月に支給した期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とします。

【制定付則関係】

(3) この条例は、公布の日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

一般会計影響額 期末手当引下 △179万円

議案第15号

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に基づき、国の特別職に準じて期末手当支給月数を引き下げるため、甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

なお、特例として令和3年12月期末手当引き下げ相当分について、令和4年6月期末手当からその引き下げ分を調整します。

2 改正の概要

<第1条関係>

(1) 期末手当

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。()は現行

支給月	期末手当	年間
令和4年6月	(1.675) 1.625	(3.35)
令和4年12月	(1.675) 1.625	3.25

【第4条関係】

(2) 市長及び副市長の令和4年6月に支給する期末手当の額について、令和3年12月に支給した期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とします。

【制定付則関係】

<第2条関係>

(3) 教育長の令和4年6月に支給する期末手当の額について、令和3年12月に支給した期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とします。

【制定付則関係】

(4) この条例は、公布の日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

一般会計影響額 期末手当引下 △55万円

議案第16号

甲賀市職員の給与に関する条例及び甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に基づき、市職員の期末手当支給月数を引き下げするため、甲賀市職員の給与に関する条例及び甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものです。ただし、保育士等臨時手当の支給対象者については改正前の支給月数を適用します。

なお、特例として令和3年12月期末手当引き下げ相当分について、令和4年6月期末手当からその引き下げ分を調整します。

2 改正の概要

<第1条関係>

(1) 職員給与

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。()は現行一般職員(保育士等臨時手当の支給対象は現行の支給月数)

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	(1.275)		(2.225)	(4.45)
	1.20	0.95	2.15	
令和4年12月	(1.275)		(2.225)	4.30
	1.20	0.95	2.15	

管理職(保育士等臨時手当の支給対象は現行の支給月数)

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	(1.075)		(2.225)	(4.45)
	1.00	1.15	2.15	
令和4年12月	(1.075)		(2.225)	4.30
	1.00	1.15	2.15	

再任用職員（一般職員）（保育士等臨時手当の支給対象は現行の支給月数）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	(0.725)		(1.16)	(2.32)
	0.675	0.435	1.11	
令和4年12月	(0.725)		(1.16)	2.22
	0.675	0.435	1.11	

再任用職員（管理職）（保育士等臨時手当の支給対象は現行の支給月数）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	(0.625)		(1.16)	(2.32)
	0.575	0.535	1.11	
令和4年12月	(0.625)		(1.16)	2.22
	0.575	0.535	1.11	

【第21条関係】

<付則関係>

(2) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】

(3) 令和4年6月に支給する期末手当については、令和3年12月における職員の区分ごとに、令和3年12月に支給された期末手当の額に、一般職員は127.5分の15、管理職は107.5分の15、再任用職員（一般職）は67.5分の10、再任用職員（管理職）は57.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

【付則関係】

3 一般会計影響額

(1) 期末手当引下 △3,923万円

期末手当引下げに伴うはね返り（共済負担金等） △685万円

(2) 特定任期付職員は該当者がいないため影響額はありません。

議案第17号

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子化への対応が重なる最前線において働く方々の処遇改善を実施することが国で決定され、保育園及び幼稚園に勤務する職員に保育士等臨時手当を支給するため改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 特殊勤務手当の種類に保育士等臨時手当を追加します。

【第2条関係】

(2) 保育士等臨時手当について、保育園及び幼稚園に勤務する職員の勤務日数又は勤務時間に応じて1月当たり9,000円の範囲内で手当を支給します。

【第19条関係】

(3) この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用します。

【付則関係】

3 その他

改正による人件費影響額（一般会計）

令和3年度3月補正 特殊勤務手当分

正規職員（122人） 220万円

会計年度任用職員（333人） 447万円

令和4年度分

正規職員（133人） 1,815万円

会計年度任用職員（301人） 2,934万円

※令和4年度分については特殊勤務手当、期末手当増額分、共済組合負担金増額分です。